

定款変更の最終案

1 定款の変更

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

2 変更理由

本会は一般社団法人（以下、法人という。）として運営してきたが、長年の経緯から実際の運営と定款の内容があっていない部分があるなど現状のままでは法的なリスクが大きいこと。そのため、法人の活動を将来につなげるためにも定款と会員制度の見直しを行う必要があること。

3 変更（案）

新旧条文対照表

新 条 文	旧 条 文
<p>第 1 章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第 1 条 当法人は、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会と称する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>（目的）</p> <p>第 3 条 当法人は、知的障害児及び知的障害者（以下、知的障害児者という）を取り巻く社会福祉環境の向上を図るとともに、障害をもつ人々が理解され、安心して住める地域社会をつくることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>（1）知的障害児者の権利擁護のための社会啓発事業</p> <p>（2）知的障害児者の福祉施策の拡充強化の促進事業</p> <p>（3）知的障害児者の社会参加推進事業</p> <p>（4）知的障害児者やその家族のための教育、研修、余暇活動等の支援事業</p> <p>（5）知的障害児者に関する研究調査事業</p> <p>（6）知的障害児者に関する相談事業</p> <p>（7）県内各地域における諸活動推進のための</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>（名称）</p> <p>第 1 条 当法人は、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会と称する。</p> <p>（事務所）</p> <p>第 2 条 当法人は、主たる事務所を栃木県宇都宮市に置く。</p> <p>第 2 章 目的及び事業</p> <p>（目的）</p> <p>第 3 条 当法人は、知的障害児及び知的障害者（以下、地底障害児者という）を取り巻く社会福祉環境の向上を図るとともに、障害をもつ人々が理解され、安心して住める地域社会をつくることを目的とする。</p> <p>（事業）</p> <p>第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。</p> <p>（1）知的障害児者の権利擁護のための社会啓発事業</p> <p>（2）知的障害児者の福祉施策の拡充強化の促進事業</p> <p>（3）知的障害児者の社会参加促進事業</p> <p>（4）知的障害児者やその家族のための教育、研修、余暇活動等の支援事業</p> <p>（5）知的障害児者に関する研究調査事業</p> <p>（6）知的障害児者に関する相談事業</p> <p>（7）その他この法人の目的を達成するために</p>

支援事業

(8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同し、所定の手続きを経て入会した団体

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した個人または団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(社員)

第7条 当法人に、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員を置く。

2 当法人の社員は、正会員である団体から選出された自然人をもって充てる。

(社員の選出)

第8条

1 各正会員は、当該団体を代表して社員となる者1名を選出し当法人に届け出るものとする。

2 前項の社員の選出及び変更は、正会員の内部手続により行うものとし、当法人はその内容に関与しない。

3 社員は、当該正会員から代表者として選出されている間、その地位を有する。

(社員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 社員本人が辞任したとき

必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団、財団法人法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 当法人の事業を賛助するために入会した者

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込む。

(2) 正会員が当該社員を代表者として選任しないこととしたとき(解任を含む)

(3) 当該社員を選出した正会員が、その資格を喪失したとき

(4) 社員総会の決議により除名されたとき

(5) 社員が死亡したとき

(社員と会員資格の関係)

第10条 正会員がその資格を喪失したときは、当該正会員から選出されていた社員は、一般法人法上の社員としての地位を同時に失う。

(会費)

第11条

1 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 正会員の会費の額は、団体の規模その他の事情を考慮して区分することができる。

3 会費の具体的な納入方法及び納入時期は、社員総会の決議に基づき、理事会が別に定める会費規程による。

(任意退会)

第12条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会の特別決議によって、これを除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

なお、入会金及び会費は別に定める地域団体ごとに、所属する地域団体を經由して納めるものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会できる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の決議を行うにあたっては、当該会員に対し、あらかじめ弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第14条 正会員又は賛助会員は、次のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 除名されたとき
- (3) 当該団体が解散したとき
- (4) 会費を2年以上滞納したとき

第4章 総会

(種類)

第15条 当法人の社員総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第16条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(議決権)

第17条 各社員の議決権は、各社員が代表する正会員1団体につき1個とする

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに**会費の額**
- (2) 会員の除名

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が継続して2年以上なされなかったとき。
- (2) 総正会員が同意した時
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。正会員については、一般社団、財団法人法上の社員としての地位を失う。

ただし、未遂行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、正会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員のうち1人につき1個とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給**基準**
- (5) 各事業年度ごとの決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第19条 総会は、**社員**総会として、毎事業年度終了後 2 か月以内を開催するほか必要がある場合を開催する。

(招集)

第20条 **社員**総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の総数の 10 分の 1 以上の議決権を有する社員は、会長に対し社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第21条 **社員**総会の議長は、社員総会ごとに出席した**社員**の中から選出する。

(決議)

第22条 **社員**総会の決議は、**総社員の議決権の過半数を有する社員**が出席し、出席**社員の議決権の過半数**をもって行う。

2 一般法人法に定める特別決議事項については、法令の定めるところによる。

- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額又はその支給方法
- (5) 各事業年度ごとの決算報告
- (6) 定款の変更
- (7) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10) 理事会において総会に付議した事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 総会は、**会員**総会として、毎年事業年度終了後 2 か月以内を開催するほか必要がある場合を開催する。

2 前項の総会をもって一般社団、財団法人法の**社員**総会とする。

(招集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び召集の理由を示して、総会招集の請求をすることができる。

(議長)

第 17 条 総会の議長は、総会ごとに出席した**正会員**の中から選出する。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、**総正会員の議決権の過半数を有する正会員**が出席し、出席した当該**正会員の議決権の過半数**をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、**総正会員の半数以上の同意**があつて、**総正会員の議決**

(書面評決等)

第23条 社員 総会に出席できない**社員**は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の**社員**を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その**社員**は出席したものとみなす。

3 理事又は**社員**が、**社員**総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、**社員**の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の**社員**総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第24条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印をする

第5章 役員

(役員の設定)

第25条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事5名以上10名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 第2項の会長をもって**一般法人法**の代表理事とする。

4 第2項の常務理事をもって、**一般法人法**上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員を選任等)

権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

(書面評決等)

第19条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として評決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会決議があったものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議で選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印をする。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上 12名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、2名を副会長、1名を常務理事とする。

3 第2項の会長をもって一般社団・財団法人法の代表理事とする。

4 第2項の常務理事をもって、一般社団-財団法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員を選任等)

第26条 理事及び監事は、**社員総会の決議によって社員の中から**選任する。ただし、必要がある**場合には、社員**以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を**超**えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、**毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上**、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること

(3) **社員**総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを**社員**総会及び理事会に報告すること

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する**社員**総会の終結の時までとする。

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の中から選任する。ただし、必要がある時は、会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1をこえてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 常務理事は、本会の業務を分担執行する。

5 会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること

(2) いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを**総会**及び理事会に報告すること

(役員任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する**会員**総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する**社員**総会の終結の時までとする。

3 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む)のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、**第25条**に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事は、**社員**総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、**社員**総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 当法人は常勤の理事以外の理事及び監事がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第32条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人にとって有益となる学識経験者又は専門分野の人材の中から、理事会において任期を定めた上で委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、当法人はその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の義務)

第33条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する**会員**総会の終結の時までとする。

3 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む)のため選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、**総会**において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 当法人は常勤の理事以外の理事及び監事がその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問)

第 28 条 当法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、当法人にとって有益となる学識経験者又は専門分野の人材の中から、理事会において任期を定めた上で委嘱する。

3 顧問は、無報酬とする。ただし、当法人はその職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(顧問の義務)

第 33 条 顧問は、会長の諮問に応え、会長に対し、意見を述べることができる。

第6章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) **社員** 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるほか、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、他の理事の互選とする。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、**一般法人法**第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した**代表理事**及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章資産及び会計

(資産)

第6章 理事会

(構成)

第30条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 前各号に定めるほか、当法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 会長、副会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団、財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章資産及び会計

第40条 当法人の資産は、会費、事業収入、補助金及びその他の収入よりなる。

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。

(事業報告及び決算)

第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、**社員**総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第44条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、**社員**総会の決議によって変更することができる。

(事業年度)

第35条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第36条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、**会員**総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金分配の禁止)

第37条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、**社員**総会の決議その他法令で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、**社員**総会の決議を経て、類

似の事業を目的とする他の公益法人、若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

附則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本法人成立の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次の通りである。

住所 栃木県栃木市泉川町347番地5

氏名 小島幸子

住所 栃木県大田原市美原一丁目3番3号

氏名 久保 勝

住所 栃木県鹿沼市武子508番地99

氏名 岩瀬昭子

住所 栃木県宇都宮市今泉四丁目11番5号

氏名 谷田貝好岡

(解散)

第39条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、類似の事業

を目的とする他の公益法人、若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第9章公告の方法

(公告の方法)

第41条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲載する方法により行う。

附則

1 この法人の設立初年度の事業年度は、第35条の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

2 この法人の設立当初の役員の任期は、第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、本法人成立の日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する会員総会の終結の時までとする。

3 この法人の設立時社員の氏名及び住所は次の通りである。

住所 栃木県栃木市泉川町347番地5

氏名 小島幸子

住所 栃木県大田原市美原一丁目3番5号

氏名 久保 勝

住所 栃木県鹿沼市武子508番地99

氏名 岩瀬昭子

住所 栃木県宇都宮市今泉四丁目11番5号

氏名 谷田貝好岡

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令の定めるところによる。

平成 25 年 3 月 29 日

以上、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

住所 栃木県**栃木市**泉川町 347 番地 5
氏名 小島幸子

住所 栃木県大田原市美原一丁目 3 番 3 号
氏名 久保 勝

住所 栃木県鹿沼市武子 508 番地 99
氏名 岩瀬昭子

住所 栃木県宇都宮市今泉四丁目 11 番 5 号
氏名 谷田貝好岡

5 定款の一部変更 平成 28 年 5 月 12 日

4 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他法令の定めるところによる。

平成 25 年 3 月 29 日

以上、一般社団法人栃木県手をつなぐ育成会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

住所 栃木県泉川町 347 番地 5
氏名 小島幸子

住所 栃木県大田原市美原一丁目 3 番 3 号
氏名 久保 勝

住所 栃木県鹿沼市武子 508 番地 99
氏名 岩瀬昭子

住所 栃木県宇都宮市今泉四丁目 11 番 5 号
氏名 谷田貝好岡

5 定款の一部変更 平成 28 年 5 月 12 日